

## 災害見舞金の給付

1. 加入者の住居が火災によって全焼または半焼した場合、災害見舞金が給付されます。
2. 共助会災害見舞金受給申請書（様式第 23 号）と、り災証明書（様式第 24 号）に必要事項を記入の上、共助会事務局へ送付してください。  
官公庁発行のものであれば、共助会様式に限らず受理いたします。

所有状況	被災状況	給付金額
自己所有の住宅	全焼・全壊	50,000 円
	半焼・半壊	40,000 円
借家・間借り等の動産	全焼	30,000 円
	半焼	20,000 円

### 注意事項

- 1) 天災、自然災害は、災害見舞金の給付対象となりません。
- 2) 災害見舞金の支給金額は、り災年月日が平成 28 年 4 月 1 日以降のものに適用されます。  
それ以前の日付のものは、現行の半額となります。